令和5年広審第11号

裁

モーターボートAかき養殖施設損傷事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官髙木省吾出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理由

(海難の事実)

- 1 事件発生の年月日時刻及び場所 令和4年10月7日18時15分 広島県似島西方沖合
- 2 船舶の要目
 船 種 船 名 モーターボートA
 登 録 長 5.41メートル
 機関の種類 ディーゼル機関
 出 力 36キロワット
- 3 事実の経過

Aは、船体中央やや前方に操舵区画を配し、同区画右舷寄りに舵輪及び機関操縦レバー、同区画前部左舷側にGPSプロッターをそれぞれ備えたFRP製モーターボートで、a受審人が単独で乗り組み、釣りの目的で、船首0.5メートル船尾0.9メートルの喫水をもって、令和4年10月7日15時00分広島港第3区所在のマリーナを発し、似島の地獄鼻南東方沖合の釣り場に向かった。

ところで、似島西方沖合には、平成30年9月1日から令和5年8月31日までの間、広島港似島家下防波堤北灯台(以下「似島防波堤灯台」という。)から229度(真方位、以下同じ。)1.06海里、232度1.07海里、244度1,420メートル、251度1,200メートル、234度1,100メートルの各地点を順次結んだ線により囲まれた海域に、広島市漁業協同組合が広島県知事から免許番号区第105号として許可を受けた第一種区画漁業の漁場区域(以下「105号漁場区域」という。)が設定され、各地点には光達距離5.5キロメートルで毎4秒に1回の黄色閃光を発する簡易標識灯がそれぞれ設置されており、周年かき筏垂下式養殖施設(以下「かき養殖施設」という。)が敷設されていた。

また、a 受審人は、令和3年8月に小型船舶操縦免許を取得後、似 島西方沖合を航行した経験が1回あり、AのGPSプロッターには 105号漁場区域が表示されていた。

a受審人は、似島西方の陸岸から約1海里離して105号漁場区域の西方沖合を南下し、15時20分地獄鼻南東方沖合の釣り場に到着して釣りを行った後、18時12分似島防波堤灯台から216度1.12海里の地点で、発進することとしたとき、航程を短縮するため、往路よりも似島西方沖合を陸岸寄りに北上する予定とし、105号漁場区域にかき養殖施設が敷設されていることを知っていたものの、

その詳しい構造までは承知していなかったが、かき筏の間を通過すれば支障なく航行できるものと思い、マリーナ又は最寄りの関係機関に問い合わせるなど、水路調査を十分に行わず、同釣り場を発進して帰途に就いた。

a 受審人は、G P S プロッターを作動させ、舵輪後方の操縦席に腰を掛けた姿勢で操船に当たり、18時14分似島防波堤灯台から230度1.23海里の地点で、針路を032度に定め、10.8ノットの速力(対地速力、以下同じ。)で、手動操舵によって進行した。

a 受審人は、105号漁場区域に向首して接近する状況となって続航し、18時15分少し前船首方にかき筏を認めて間を通過しようと速力を減じたところ、18時15分似島防波堤灯台から232度1.06海里の地点において、Aは、原針路のまま、8.1ノットの速力となったとき、かき養殖施設に乗り入れた。

当時、天候は晴れで風力2の北風が吹き、潮候は上げ潮の末期にあたり、視界は良好で、日没時刻は17時47分、常用薄明の終わりは18時17分であった。

その結果、推進器翼、同軸に曲損等を、船尾外板に亀裂を伴う擦過傷を生じて沈没し、のち引き揚げられて廃船処理され、かき養殖施設はかき筏を連結しているワイヤロープに修理を要しない擦過傷を生じた。

(原因及び受審人の行為)

本件かき養殖施設損傷は、日没後の薄明時、似島西方沖合において、 地獄鼻南東方沖合の釣り場を発進する際、水路調査が不十分で、105 号漁場区域のかき養殖施設に向首進行したことによって発生したもので ある。 a受審人は、日没後の薄明時、似島西方沖合において、地獄鼻南東方沖合の釣り場を発進する場合、往路よりも似島西方沖合を陸岸寄りに北上する予定とし、105号漁場区域に敷設されているかき養殖施設の詳しい構造までは承知していなかったのだから、同施設に乗り入れることのないよう、マリーナ又は最寄りの関係機関に問い合わせるなど、水路調査を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、かき筏の間を通過すれば支障なく航行できるものと思い、水路調査を十分に行わなかった職務上の過失により、105号漁場区域のかき養殖施設に向首進行して乗り入れる事態を招き、船体及び同施設に損傷を生じさせるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、 同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か 月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和5年9月14日

広島地方海難審判所

審判官 永 本 和 寿